

岡山県建設工事等暴力団対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県が発注する建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、役務の提供に係る委託業務及び物品調達業務（以下「建設工事等」という。）の適正な執行を確保するため、岡山県建設工事等暴力団対策会議（以下「対策会議」という。）を置き、建設工事等への暴力団関係者の介入を排除する措置について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 指名競争入札から暴力団関係者等が関与する不良業者の除外に関すること。
- (2) 暴力団関係者が関与する不良業者に係る情報の入手及び確認に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 対策会議に、会長及び会長代理を置く。
- 3 会長は土木部長を、会長代理は農林水産部長及び総務部長をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(定足数)

第6条 対策会議は、構成員の過半数以上が出席しなければ開催することができない。

(会議の省略)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、幹事会の審議又は持ち回りにより、対策会議の会議に代えることができる。

- (1) 対策会議を招集しても、構成員が前条の規定による定足数に達せず、再度対策会議を招集するいとまがない場合
- (2) 特に急施を要するものであって、対策会議を招集するいとまがない場合
- (3) 会議の事案が軽易なものである場合

(関係者の出席等)

第8条 対策会議は、必要があると認めるときは、関係の県職員及び暴力団排除に係る業務を担当する警察職員の出席を求め、説明を受け、若しくは意見を聴き、又はこれらの者に必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第9条 対策会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の幹事長は、土木部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、会長の指示を受け、必要な事項について調査し、又は審議する。
- 5 幹事会の会議開催は、対策会議の例による。

(事務局)

第10条 対策会議の事務を処理するため、対策会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務局員若干名をもって組織する。
- 3 事務局長は、土木部監理課参事をもって充てる。
- 4 事務局員は、土木部監理課建設業班及び出納局用度課管理班に所属する職員のうちから会長が任命する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	委 員
総 務 部	部 長
県民生活部	部 長
環境文化部	部 長
保健福祉部	部 長
産業労働部	部 長
農林水産部	部 長
土 木 部	部 長
出 納 局	出納局長
企 業 局	局 長
教 育 庁	次 長
警 察 本 部	警務部長

別表第 2

区 分	幹 事
総 務 部	次 長
県民生活部	次 長
環境文化部	次 長
保健福祉部	次 長
産業労働部	次 長
農林水産部	次長、農政企画課長
土 木 部	次長、監理課長
出 納 局	用度課長
企 業 局	総務企画課長
教 育 庁	財務課長
警 察 本 部	会計課長